

河長監第54-7号

平成31年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

道端 俊彦

### 監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 記

#### 第1 監査対象

生涯学習部

#### 第2 監査対象期間

平成29年度及び平成30年度（監査実施時まで）

#### 第3 監査実施期間

(1) 書類監査 平成30年11月26日（月）から平成31年2月27日（水）まで

(2) 委員監査 平成31年3月25日（月）

#### 第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

## 第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

## 第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

### 指摘事項

#### <文化・スポーツ振興課>

##### 1 スポーツ施設の指定管理について

文化・スポーツ振興課は、河内長野SSKクリーン工房共同事業体を市のスポーツ施設の指定管理者として選定し、施設を管理させていました。

この指定管理業務の実施に伴い、文化・スポーツ振興課は、利用料金の承認を行い、利用料金を設定していましたが、その中で次の(1)から(3)までの事実が見受けられました。

- (1) 文化・スポーツ振興課は、条例どおり1時間単位の利用料金を承認しているにもかかわらず、指定管理者が2時間単位で利用料

金を設定しているものが複数ありました。

(2) 指定管理者の承認を求めた利用料金ではなく、条例に規定する最も高い上限の金額を文化・スポーツ振興課が承認しているものがありませんでした。

(3) 文化・スポーツ振興課は、条例どおりの全日利用料金の最大額を承認していましたが、指定管理者が全日利用料金を定めず、2時間単位で利用料金を定めているため、全日利用料金の最大額を上回るものがありませんでした。

文化・スポーツ振興課は、利用料金制度を条例で定める金額や条件の範囲内で、指定管理者と協議し、決定する必要があります。

また、再委託の承認がもれている業務や金額を把握していないものがありませんでした。

文化・スポーツ振興課は、再委託の状況等を把握し、指定管理業務が適切に行われているかを確認する必要があります。

## 2 市民交流センター等の指定管理について

文化・スポーツ振興課は、公益財団法人河内長野市文化振興財団を河内長野市立文化会館及び河内長野市立市民交流センターの指定管理者として選定し、施設を管理させていましたが、次の(1)から(3)までの事実が見受けられました。

(1) 河内長野市立文化会館及び河内長野市立市民交流センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）には、図書館、公共職業安定所及び河内長野市商工会の敷地面積を含んだ面積が交流センターの面積として記載されていました。また、施設別延床面

積は、図書館を参考として表記していましたが、公共職業安定所を当該面積に含めていました。

- (2) 河内長野市立文化会館の備品について、備品台帳は作成されていましたが、指定管理者及び文化・スポーツ振興課とも備品の所在を確認したことはなく、また、当該備品を確認したところ、本市の備品台帳にある管理ナンバーが記載等されていませんでした。
- (3) 文化・スポーツ振興課は、河内長野市立文化会館及び河内長野市立市民交流センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、管理業務の一部を第三者に実施させるに際し、指定管理者が書面で提出した申請書に、書面で承諾の通知を行っていましたが、申請書及び承諾の通知には委託金額が記載されていませんでした。

文化・スポーツ振興課は、仕様書の内容を整理する必要があります。

また、現状の管理方法では、本市及び指定管理者の備品を区別することが困難であり、利用者又は職員による紛失や盗難があった際にも容易に判明しないリスクがあります。文化・スポーツ振興課は、備品台帳に基づく備品の有無を確認し、適正な備品管理に努める必要があります。

文化・スポーツ振興課は、再委託の状況等を把握し、指定管理業務が適切に行われているかを確認する必要があります。

<地域教育推進課>

### 3 完了確認について

地域教育推進課は、委託業務や補助金の実績報告等の完了確認を行

っていましたが、委託業務の適切な完了報告が行われていないものや補助金の実施報告書がないものがいくつかありました。

委託業務や補助金の報告書は、実施の状況が確認できるよう、また、対外的にも予算の使途を説明できるように求めているものです。地域教育推進課は、適切な報告書の作成を求めする必要があります。

<ふるさと文化財課>

#### 4 契約事務について

ふるさと文化財課は、平成27年度の定期監査の監査結果を受け、業務委託契約に係る仕様書の内容の見直し等を行いました。次の(1)から(3)までの事実が見受けられました。

- (1) ふるさと文化財課は、仕様書で計画書の提出を求めています。いくつかの業務委託契約の計画書が確認できませんでした。
- (2) ふるさと文化財課は、仕様書で業務完了（実施）報告書を求めています。いくつかの業務委託契約の業務完了（実施）報告書が確認できませんでした。
- (3) 随意契約の根拠条項が不適切なものでありました。

ふるさと文化財課は、適正な契約事務を行う必要があります。

<図書館>

#### 5 図書館施設総合管理業務について

図書館は、市民交流センターの指定管理者である公益財団法人河内長野市文化振興財団（以下「財団」という。）と図書館施設総合管理業務の委託契約を締結していました。その契約の中で次の(1)から(4)までの事実が見受けられました。

- (1) 業務のすべてが、第三者に委託されていました。
- (2) 再委託の金額の合計は、契約金額と一致する金額となっていました。
- (3) 各業務の仕様書は、財団とあらかじめ指定された第三者が契約をする形になっていました。
- (4) 業務の完了を確認できる報告書がありませんでした。

図書館は、仕様書で規定している各業務の完了を確認する必要があります。また、その金額が適正なのか、あらかじめ業者を指定することが適切なのかも併せて確認する必要があります。図書館は、適切な予算執行を行う必要があります。